

## 納期の特例（個人住民税の年2回納入）申請についての注意事項

### 1. 特別徴収税額の納期の特例の制度について

給与の支払人員が常時10人未満の事業主様は、特別徴収（給与天引き）した個人住民税を半年分まとめて納めることができる特例制度があります。この特例を受けていると、その年の6月から11月までに特別徴収した個人住民税は12月10日、12月から翌年5月までに特別徴収した個人住民税は翌年6月10日が、それぞれの納入期限になります。

（1）この特例制度の適用を受けることができる特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者の人数が常時10人未満で、弥彦村長の承認を受けた事業所等となります。

（注）「常時10人未満」ということは、常に10人に満たないということです。なお、多忙時期において臨時に雇いいれた者があるような場合は、その人数に含まれません。

（2）この特例の承認を受けた場合には、次に掲げる期間中の支払に係る給与又は退職手当等について徴収した特別徴収税額は、それぞれ次に掲げる期限までに納入する必要があります。

（ア）6月から11月までの支給分	12月10日まで
（イ）12月から翌年の5月までの支給分	6月10日まで

（3）この特例の承認を受けていた特別徴収義務者は、給与の支払を受ける者が常時10人以上となった場合には、その旨を遅滞なく弥彦村長に届けていただく必要があります。

「給与の支払を受ける者が常時10人以上となったことの届出書」の提出をお願いします。

- 注意 -

滞納や著しい納付遅延があるような場合は、この特例の承認を受けられない場合があります。また、この承認を受けてから滞納や納入の遅延等をされると、この特例の承認を取消す場合がありますので、ご注意ください。